

2008年2月1日

お客様各位

宝印刷株式会社

C S R 部

### 再生紙の古紙配合率について

この度、報道機関による報道にて御承知おきかと存じますが、年賀はがきを含む「再生紙」におきまして、古紙配合率の基準が満たされていなかった紙製品が製紙会社より供給されていた事実が判明いたしました。

本件につきましての当社の対応について、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、“株式上場申請書類などの新規株式上場（IPO）関連サービスを初めとし、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）などの自発的開示関連サービス”において印刷物を通じ、お客様の情報開示と環境貢献に応えるべく、卸商・代理店を通じて製紙会社から「再生紙」を調達してまいりました。

しかしながら、この度の報道を受け、当社におきましても卸商・代理店を通じ事実関係を確認いたしました結果、これら「再生紙」のうち、一部用紙において、グリーン購入法等に定める古紙配合率の基準を下回っていたことが判明いたし、お客様が要求する仕様（古紙配合率）と異なる用紙を使用いたしました製品を当社からお客様にお届けすることとなり、衷心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、当該製紙会社に対し、今回の件に関する詳細な報告ならびに再発防止策などを求めるとともに、当社が調達する他の再生紙につきましても改めて古紙配合率の確認を進めるなど、今まで以上に厳格な品質確認を行ってまいります。

また、お客様より「再生紙」の古紙配合率に関するお問い合わせをいただきました場合は、卸商・代理店を通じ当該製紙会社に対し確認を行うなどの対応をとってまいります。

今後につきましては、日本印刷産業連合会の動向も踏まえつつ、適切な対応を図ってまいりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上